

2019.11 No.58

中国税政連

重近 實会長あいさつ	2	定期大会来賓祝辞	10
杉山文成前会長あいさつ	4	各地区税政連会長等による今後の抱負	21
中国税理士政治連盟第51回定期大会	6	税理士による後援会だより	24

中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail: zeiseiren@chuzei.or.jp

税理士会と 歩みを共にして

中国税理士政治連盟 会長

重 近 實



このたび、中国税理士政治連盟第五十一回定期大会において会長に選任いただきました重近でございます。その責任の重さを痛感し身の引き締まる思いであります。就任にあたりご挨拶申し上げます。

まずもって、四年にわたり会長を務められました杉山会長のご労苦に敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。また今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、税理士政治連盟は税理士会の会員によって組織され、その目的として規約第四条に「税理士会の方針に添い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立する

ため、必要な政治活動を行うことを目的とする」と規定され政治活動の範囲が限定されております。

これまでは、税理士会と政治連盟が総務会の場で政治連盟の方針を合議で決定しておりましたが、今回の定期大会において規約の改正が行われ、総務会が廃止となるとともに「税理士会の方針に添い」が加わりました。

これは税理士会と政治連盟が同じ方向に向かって建議及び運動を展開していくこととなったことを示しております。

いずれにせよ政治連盟は税理士会の方針に添い、税制改正をはじめとする法律改正の要望を実現すべく、立法府へ運動を展開することに専念することとなります。

組織の活動方針として次の三項

目を推進してまいります。

一 組織率の向上

政治連盟の目的は、税理士法第一条に規定されている税理士の使命を果たすために立法府に対し税理士会と同様の運動を行うのであるから、税理士会と同様に税理士会会員の全員に政治連盟に加入していただくよう勧奨を行う。

二 委員会の活性化

本連盟では五つの委員会を通じ、定期大会議案書に掲げています様々な活動を行っておりますが、規約の第五条第一項一号に掲げられている事業「税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための活動」を具現化し、広報委員会と後援会対策委員会が協力して会員の政治連盟への認識を高めるとともに、事業への

参加を求める。ひいては議員の後援会へ加入促進をする。

三 後援会の活性化

政治連盟の根幹をなす組織であり、後援会の活動が政治連盟の要望を実現する最重要組織であります。年末の税制建議のみならず、日頃より議員と接触を欠かさず年に一回の定期総会は開催したいものです。

さて、日税連と日税政は令和二年度税制改正に関する建議として、最重点建議項目として三項目を掲げております。

一 消費税

政治連盟は事業者に過重な負担をもたらす消費税の複数税率廃止を永年求めてきましたが、とうとう十月より施行が始まりました。

今後この複数税率採用によるひずみがいろいろと発生するものと思われており、引き続き複数税率とインボイス方式採用について反対の意を表明しています。

二 所得税

憲法二十五条に定める生存権を保証している基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。

三 災害損失控除の創設

昨今わが国には多種の災害が頻繁に起きておりその復興には多年を要するため、従来の雑損控除とは別に災害損失控除を新たに創設すべきである。

その他従来制度の変更改良として十四項目の提起をしています。

次に、近年税理士試験の受験者数が激減しております。これは英オックスフォード大学マイケル・A・オズボーン准教授の発表が影響したのか原因は定かではないが、税理士制度の維持発展のためには憂慮すべき事態に直面しています。

また、マイナンバー制度は、国

民の間では普及が遅れているようですが、行政機関においては着々と進んでいるようです。マイナンバーを利用した申告納税制度も間近に迫っており、対応が求められます。

いろいろ長々と述べましたが、いずれにいたしましても社会構造の変化が大きく進む中、今後の政治連盟の活動もその変化に対応し活動を進めていかなければなりません。

我々役員一同は会員の皆様と一体となり、使命感をもち会務を進めてまいります。

最後になりますが、会員の皆様方には今後とも政治連盟の活動に理解をいただくとともに参加と協力を心よりお願い申し上げます。

中国税理士政治連盟 第51回定期大会



四年間を振り返って

中国税理士政治連盟 前会長

杉山文成



平成二十七年九月に中税政の会長に就任し早や二期四年が経過し、本年九月の定期大会の日をもって退任させていただきました。その間、会員の方々、役員の方々、関係者の皆様方のご理解とご支援をいただき何とか務めを果たすことができましたのではないかと思います。

その間、二つの大きな規約改正を行うことができました。一つには、二年前に会費の増額を行ったことあります。

厳しい財政状態のなかにあつてはさまざまな活動を十分に行っていく上で非常に制約がありました。その結果会員の皆様には経済的負担をお願いすることとなりましたが、その現状をご理解いただいたところでもあります。その結果、私

が就任当初に掲げた「委員会等の活性化」に一定の効果があらわれ、昨年「AI時代の税理士について」と題したパネルディスカッションを開催し、中税政単独の事業としては稀なることを行うことができました。

二つとして、総務会の改廃等があります。

昨年度日税政において大きな規約改正が行われました。改正の趣旨は、税政連活動のより一層の機動性強化の必要性や全国的に会費収納率が減少していることを踏まえ、多くの会員に理解を得られる組織の見える化等の対策が急務であり、「税政連の目的のより一層の明確化」「役員定数の見直し」「総務会と正副会長会の統合」「その他の見直し」を骨子とした規約

等の改正を行い組織活性化につなげる、というものです。わが中税政におきましてもその趣旨に呼応していち早くこれに取り組み、先の定期大会において議案としてその規約改正を上程し承認をいただいたところでもあります。

また、四年前の就任にあたって述べた所信の一つに「組織率の向上」があり、わが中税政ではその目標に日々努めてまいりました。その結果が実を結び、平成三十年度のデータではありますが、全国単位税政連の中で入会率及び会費の収納率が実質的にトップとなっています。これも、会員、役員の方々のご理解のおかげであると喜んでいきます。

ところで、最近の税政連を取り巻く環境に目を向けてみたいと思

います。

日税連は、六月の理事会において令和二年度の税制改正に関する建議書を機関決定し、日税政においてもその内容を要望事項として機関決定いたしました。その重点要望項目の第一は、かねてから訴えている「消費税の単一税率及び請求書等保存方式を維持すること」です。十月には軽減税率が実施され、令和五年にはいわゆるインボイスの導入が予定されておりますが、この古くて新しい命題を実現するべく引き続き力強い運動を展開していかねければならないと考えております。十月当初の消費税に関連した全国的な混乱、戸惑い、トラブルが現実化しているのを見るに、ますますその思いを強くするものであります。

また、初めての改正重点要望項目として、「災害損失控除を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置を設けること」を提言しています。

現行の雑損控除では限界があり、災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除を創設するべきであります。

なお、大きな課題の一つとして税理士法改正があります。

日税連は、制度部の「次期税理士法改正に関する答申」をホームページで公開し、十一月三十日を期限とした意見募集を行っています。将来の税理士制度のあり方についての法改正の趣旨は、電子申告における署名押印のあり方やICT社会における事務所のあり方、税理士試験の受験資格の見直しなどを法改正の要望項目としてあります。税理士制度の根幹である資格のあり方については真剣な議論が行われております。我々税政

連においても、より一層信頼される税理士制度とするため、近々強力な運動を積極的に展開していく必要があると考えています。

顧みますと、私は幹事長時代を合わせて八年間に亘り税政連に携わらせていただきました。多くの皆様方には長い間本当にお世話になりました。時には要らぬことを申し上げたこともあったかとは思いますが、ひとえに税政連を心から愛し、その活動に必死に取り組んできた熱意の表れであったとご理解をいただきたいと思えます。

本当にありがとうございました。改めて衷心から感謝申し上げます。

今後は、重近新会長のもと、税政連がますますご隆盛していただきますよう密かに期待申し上げます。



第51回

中国税理士政治連盟定期大会議事録

一、日時

令和元年九月七日(土)
十五時十二分～十六時五十五分

二、場所

鳥取市・ホテルニューオータ
ニ鳥取・新館三階「鶴の間」
(東中)

三、出席者

杉山会長、藤中・伊藤・富
山・松本・尾添副会長、海老
澤・土屋・松田・重近・葉
狩・森脇・田中・灘総務、井
上幹事長、上原・柳井・中
原・中村・細木副幹事長、田
村・姫井・野口・岡本・荒神
幹事、鶴田・妹尾・岸会計監
事
大場・神田・山中・加賀田・

【議案】

第一号議案 平成三十年年度運動
経過並びに組織活動報告承認
の件

第二号議案 平成三十年年度収支
決算承認の件

第三号議案 中国税理士政治連
盟規約の一部改正(案)承認
の件

第四号議案 令和元年度運動方
針(案)承認の件

第五号議案 令和元年度組織活
動方針(案)承認の件

第六号議案 令和元年度収支予
算(案)承認の件

第七号議案 役員任期満了に
伴う改選の件

第八号議案 大会決議(案)承
認の件

【議事】

定刻、司会の中村副幹事長か
ら、開会に先立ち本日の出席状況
について、構成員八十三名中、本
人出席六十名、委任状出席二十三
名で構成員総数の二分の一以上の
出席数を確保しており、本連盟規
約第二十条第二項の規定により本
大会は有効に成立している旨の報
告があった。

次いで、司会者は、本日の来賓
である小島忠男日本税理士政治連
盟会長、大石敬日本税理士政治連
盟国対委員長、海老澤孝公中国税
理士会会長、横山雅一中国税理士

協同組合副理事長の四名を紹介し
た。

開会挨拶に移り、杉山会長から
令和二年度税制改正要望のうち重
要建議・要望項目の実現のための
今後の活動、現在日税連を中心に
進められている税理士法改正への
意見提出、特に、昨年改正された
日税政規約の趣旨を本連盟では積
極的に研究し、本日の議題として
上程した改正案の要点を織り交ぜ
あいさつがあった。

続いて、司会者が議案審議のた
め、議長団選出について議場に
諮ったところ、「司会者一任」の
声があったため、議長に富山副会
長、副議長に藤中副会長を指名し
た。

富山副会長は議長席に着き、議
事録署名人に福山支部・内田代議
員と岡山東支部・五藤代議員を指

名し、議事に入った。

第一号議案 平成三十年年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

議長は第一号議案を上程。

井上幹事長が、議案書により活動の概況報告を行った。令和元年七月施行の第二十五回参議院議員通常選挙に向けた対応、平成三十一年度税制改正要望の実現のための運動、税理士の公益的業務への参入施策、とりわけ国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規定の改正の実現、そして税政連活動PRの一環として開催したパネルディスカッションなど一年間実施した諸施策について報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第二号議案 平成三十年年度収支決算承認の件

議長は第二号議案を上程。

姫井財務委員長が、収入の部については会費収入及びその他の収

入が予算を若干上回ったこと。支出の部の特別な事項として、昨年七月に開催したパネルディスカッション、参議院選挙の選挙対策費、地区税政連の財政補助に付与するための交付金改定を行うなど積極的な施策投資に伴い、当期収支差額が若干超過したと報告があった。

議長は、ここで監査報告を求め、会計監事を代表して岸会計監事から、「会計監査の結果、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の各事項について監査したところ、適正である」旨の報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第三号議案 中国税理士政治連盟規約の一部改正（案）承認の件

議長は第三号議案を上程。

井上幹事長が本連盟規約の改正趣旨を読み上げ、会員の定義、活動目的を「中国会の方針に添う」と明示して税理士会との関係を明

瞭化したこと、組織系統の一元化のため総務会を廃止して正副会長会を定期大会に次ぐ審議機関に位置付けたことなど主な改正点を説明した。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第四号議案 令和元年度運動方針（案）承認の件

議長は第四号議案を

第五号議案 令和元年度組織活動方針（案）承認の件

議長は関連のある第四号議案及び第五号議案を一括上程。

井上幹事長が、第四号議案については運動方針前段と重点事項八項目を朗読し、第五号議案については、五つの委員会による今後の活動事項について説明した。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第六号議案 令和元年度収支予算（案）承認の件

議長は第六号議案を上程。

姫井財務委員長が、収入の部について、会費収入は本年七月一日現在の会費納付者を基準として算出、支出の部については、事務委託費は十月からの消費税増税分を盛り込んだこと、前年に引き続き地区税政連の支援のため交付額を増額するとともに、衆議院解散に備え選挙対策費を計上したと説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第七号議案 役員任期満了に伴う改選の件

議長は第七号議案を上程。慣例

により選任の方法は現執行部に一任することを議場に求め、一同賛成の後、杉山会長に議案説明を求めた。

杉山会長が、七月二十九日開催の総務会において会長一名、副会長五名、総務三名、会計監事五名

の執行部案を決定したと説明。会長の指示により同案が議場配付され、時間の関係で氏名朗読は割愛した。人事案件のため審議は省略して採決に移り、絶対的多数の举手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第八号議案 大会決議（案）承認の件

議長は第八号議案を上程。井上幹事長が計七項目の朗読を行った。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の举手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

以上で、議案の審議を終了したため、議長は審議協力に対する謝辞を述べて、辞任して降壇した。

続いて松本副会長の案内により国会議員等六名の来賓が入場された。

ご紹介の後、本大会で退任する役員を代表して、四期間会長を務めた杉山会長からあいさつがあ

り、数回の国政選挙への対応、財政基盤向上と活動活性化のために実施した会費改定と、将来を見据えた効率的な組織体制構築を目指した二回の規約改正を振り返り、これまで関係した役員・会員各位への感謝と新執行部への期待の意を表された。

そして、本大会で選任された新役員を代表して重近新会長から、引き続き組織率を高く保つための施策を継続するとともに、県レベルによる中国会との連携を密にして取り組んでいきたいと抱負を述べられた。

その後、来賓を代表して六名の方に祝辞をいただき、司会者から祝電の披露、最後に伊藤副会長が閉会あいさつを述べ、十六時五十分をもって閉会した。

なお、本大会開催前に、中国税理士協同組合主催による時局講演会「政権の課題と『ポスト安倍』の行方」（講師・政治ジャーナリスト、駿河台大学客員教授 田崎史郎氏）が開催された。

来賓臨席者ご芳名

（順不同・敬称略）

衆議院議員	石破 茂
衆議院議員	赤澤 亮正
参議院議員	舞立 昇治
米子市長	伊木 隆司
鳥取県知事	平井 伸治
代理・総務部長	井上 靖朗
鳥取市長	深澤 義彦
代理・税務局長	坂本 宏仁
日本税理士政治連盟 会長	小島 忠男
日本税理士政治連盟 国対委員長	大石 敬
中国税理士会 会長	海老澤孝公
中国税理士協同組合 副理事長	横山 雅一

中国税理士政治連盟役員名簿

令和元年9月

役 職 名		氏 名	
会 長		重 近 實	
副 会 長		藤 中 秀 幸 富 山 敬 介 細 木 貞 彦	伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎
総 務		海老澤 孝 公 田 中 一 宏	
幹 事 長		井 上 博 夫	
副 幹 事 長		篠 原 敦 子 梶 房 健 介 糸 賀 巧	柳 井 卓 正 岸 本 信 一
幹 事		高 橋 誠 山 崎 安 五 荒 神 五 師	中 原 教 明 岡 本 倫 明
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 高 橋 誠	副委員長 藤 本 広 司 委員 垣 中 康 健 委員 森 脇 俊 樹
	財 務 委 員 会	委員長 中 原 教	副委員長 山 本 忠 生 委員 藤 野 照 子
	組 織 委 員 会	委員長 山 崎 安 造	副委員長 若 松 繁 夫 委員 岸 本 充 博
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明	副委員長 國 平 敏 朗 委員 杉 本 芳 樹 委員 楠 部 誠 誠
	後援会対策委員会	委員長 荒 神 五 師	副委員長 矢 尾 井 敏 廣 委員 小 泉 尚 志 委員 森 末 英 男 委員 小 谷 昇
会 計 監 事		毛利山 正 行 三 宅 典 夫 川 上 眞 次	星 野 泰 輝 岩 倉 恭 司
会 計 責 任 者		中 原 教	
推 薦 審 査 会		委員長 藤 中 秀 幸 委員 富 山 敬 介 委員 細 木 貞 彦 委員 重 近 實	副委員長 伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎 井 上 博 夫
顧 問		小早川 隆 幸 国 富 樫 雄 原 田 啓 吾 杉 山 文 成	島 原 順 良 久 保 雅 典 灘 博 明
相 談 役		齋 藤 慎 悟 桑 原 添 憲 尾 添 憲 男	石 高 雅 美 松 本 正 福

中国税理士政治連盟第五十一回定期大会・来賓祝辞



衆議院議員

石 破 茂

ご紹介いただきました自由民主党衆議院議員の石破茂でございます。来賓諸兄多数おいでの中、先にごあいさつを申し上げますことをご容赦願います。

中国税理士政治連盟の先生方には、平素からたいへんお世話様に相成っております。選挙のたびにいろんなご支援を賜り、また年数回、囲む会も開いていただき、ご教導とご支援を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。私も当選十一回で議員歴も三十四年目になりました。国会議員の中でも上から数えて十三番目になりました。平沼赳夫先生が引退されましたので気がつく中国地方で一番年長者になり、いたずらに議歴だけは重ねてし

まったのかなと思います。

中国地方は：とよく言うんですが、やはり山陰側と山陽側ではかなり違うね、とは思っています。いかなる統計でもそうなのですが、中国地方を表すときには、やや実態と乖離があるように私は三十年年ずつと感じているところがございます。まして合区なんぞもつてのほかの話でございます。先般も島根県の皆様には、このあとごあいさつをさせていただきまず舞立昇治参議院議員の選挙の際にも大変お世話になりました。三年前は青木一彦参議院議員も立派な成績で当選をなさいました。私は自民党の鳥取県連会長をしておりますので、松江でもごあいさつをさせていただきました。その道中の車の中で調べてみたのですが、鳥取市は鳥取県のかなり東の端にございます。そして島根県の西の端が益田市といえます。鳥取と益田を結ぶ特急列車が一日何本あるかというとなった一日三本しかありません。かかる時間は四時間です。一方、東京と広島というのはのぞみ・ひかり合わせて一日五十三往復走っております。かかる時間は三時間五十六分でございます。これは一体なんなんだろうねと思いました。

決して僻んで言っている訳ではありません。

これからこの国はすさまじい人口減少に見舞われるということは皆様方が案内のとおりでございます。先程、田崎さんがいろんな日本の課題についてお話されたのだろうと思いますが、日本最大の課題は恐ろしい人口減少であります。本県では毎年一年に四千五百人ずつ人口が減って、現在のはもや昭和二十一年の人口と同水準であります。島根県では五千人ずつ人口が減って、現在は大正時代の人口と同じくらいになっているはずで、日本全体では一年に四十五万人ずつ減っております。去年一年で北海道から沖縄まででなくなった小学校、中学校、高校等が五百ございます。

こんなものはまだ序の口です。団塊の世代、昭和二十二年から二十四年のことですが、この間一年間に二百八十八万人から二百九十九万人の方がお生まれになっていらっしゃいました。この方々も不老不死ではないので、やがて違う世の中に行かれます。そうなりますと二年に百万人減少するという時代があつという間にやっけてまいりまして、このまま行くとあと八十年で日本人は五千二百万人になります。

それも若い人が少なくて高齢者が多い五千二百万人でございまして、介護も医療も年金もこのまま行けば成り立たないことは小学生が考えてもわかるお話でございます。

あと二十年後、二〇四〇年になりますと日本人は千五百万人位減っているのです。本人が、介護にかかるお金が今の四倍、医療にかかるお金が一・七倍、年金はマクロ経済スライドをかけていますので一・三倍、どうやってこれを支えるんだと。その税たるや、いかなる税制がよいのかということを考えていかなければなりません。今次の消費税一〇％への税率引上げは、私は止むを得ないことだと思っております。軽減税率についてはいろんな議論があり、先生方にもいろんなご面倒をおかけしていることは承知しております。平成二年、私の当選二回目の時でしたが、消費税を巡る選挙で総理は海部総理でした。消費税審議の真つ最中の解散総選挙でした。私は「消費税は絶対必要だ」と論陣を張って選挙活動を行いました。中選挙区でしたがおかげさまでトップでの当選をさせていただきました。消費税は必要なものであります。しかし、経済が伸び人口が伸びている時の消費税のあり方と、経済の伸びが鈍化し人口が急減をし、そして資産や所得の格差が極めて固定化したところにある中における消費税のあり方は違うべきなのではないか。この七年間で株式の時価発行総額は二・八五倍になっていますが、個人

消費は一・〇六倍にしかなっておりません。それは一体どういうことなんだということでもあります。こういう時代における税制のあり方とはいかなるものか。税制は政治そのものであります。法人課税のあり方、企業課税のあり方、個人課税のあり方、直接税のあり方、間接税のあり方、人口がこんなに減り経済が伸びない時代の税制というものは今までとまったく異なるものであるべきだと思っております。

この中国地方では総理もお出ましでありまして、政調会長、政務会長もいらつしやいます。首都一極集中が進む国はおよそ日本と韓国だけでございます。地方都市が疲弊しているなんてヨーロッパにはどこにもない。そこをどういうふうにか考えるか。税制はいかなる役目を果たすべきか。先生方にご指導を賜らなければならぬことはたくさんございます。今さえ良ければいいとか自分さえ良ければいいという話には相成りません。税制において、まさしく専門家の中国地方の先生方に対してご指導を請う所以であります。私どもは国民一人一人の幸せに通じるために先生方の教えを活かしてまいりたいと思っております。皆様方の今後ますますのご発展を心からお祈りいたしましてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。



衆議院議員
赤澤亮正

皆様こんにちは、ご紹介いただきました衆議院議員の赤澤亮正でございます。今日は盛大に中国税理士政治連盟の皆様との第五十一回定期大会が開催されましたこと、心よりお慶びを申し上げます。そして先程会長交代のお話がありました。杉山会長、この四年間おつかれさまでございました。そして重近新会長におかれましては引き続き温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。少し私事になりますが、同じタイミンで鳥取県税理士政治連盟の松本正福会長が中尾修治郎新会長に交代されたと伺っております。個人的にも松本会長とは私の税理士による後援会の会長もお務めいただき心から感謝申し上げます。このたびの会長交代により、ご負担も減り旧倍のご支援がいただけるものとご期待しております。我々は先生方を頼りにし、支えとしてこれまで温かく育てていただいています。私ども石破茂県連会長をはじめ舞立昇治参議

院議員、そして合区島根県の青木一彦参議院議員も皆様には本当にお世話になっておりまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。日頃から納税意識の向上、あるいは少しでも良い税制のあり方についてご意見をお聞かせいただいております。

鳥取県の中でも軽減税率については大変なご要望を承り、厳しい指摘ご要望等をいただいているところではございますが、いよいよ十月に導入が始まりまして、先生方のごころにも問合せをされる方が多々いらつしやると思えます。なんとか円滑にそして経済を阻害しないような導入ができないかなと、先生方のお力に期待するところ大でございます。あわせて二〇二三年、令和五年にインボイス制度が導入されます。これに向けても実務の上で、納税者の皆様に扱いやすく負担の少ない制度にしなければならぬと思っておりますので、その点につきましても合わせてご指導いただければと思っております。

そして私は石破県連会長と志を同じくする者であり会長がお話になったこととほぼ重複するのですが、島根県の皆様、七月の選挙において我が盟友の舞立参議院議員の選挙の際には大変お世話になり感謝を申し上げます。合区が不合理な制度であることは、他県の先生方にも是非ご理解をいただきたいと思えます。また、会長が仰ったように急速な人口減少と近年頻発している質的にも量的にも甚大

な災害や人災への対応は本当に大問題でありまして、私どもも人口減少に負けない経済を作り上げて、少しでも一人当たりの所得、賃金、給与といったものが向上する、そういう努力をしていきたいと思っております。皆様のお客様が去年よりも多く税金を納められるぞと言っていただけるような経済環境をしっかりと作ってまいりたいと思えますし、災害の復旧復興時にはどのような税制が良いのか、復旧復興に繋がるのか、そんなことも考えてまいりたいと思えます。

皆様とともに災害に負けない、人口減少に負けない、豊かで少しでも安心安全な地域づくりをしていきたいと思っておりますので、引き続きのご指導ご支援をお願いしたいと思います。結びになります。中国税理士政治連盟が重近新会長のもとますますご発展されること、また本日お集まりの皆様と、所属される先生方お一人お一人が元気で活躍されることをご祈念申し上げます。また、ご来賓の皆様方のご健勝とご多幸をお祈りいたしましてごあいさつとさせていただきます。今日は本当におめでとうございます。



参議院議員
舞立昇治

皆様こんにちは、ただ今ご紹介いただきました参議院議員の舞立昇治と申します。本日は中国税理士政治連盟の第五十一回定期大会がこのように盛大に開催されましたこと、心よりお慶びを申し上げます。日頃から皆様方にお世話になっておりまして、杉山会長をはじめ中国税理士政治連盟執行部の皆様そして今回重近新会長のもと新しい体制となった役員の皆様、税理士の先生方には大変お世話になっております。先程、赤澤先生も仰いましたけれども鳥取県では松本会長から中尾新会長に交代されたという中で、私の後援会の会長を務めていただいている鶴田先生をはじめ地元の先生方には大変お世話になっております。この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

先程来、石破県連会長、赤澤先生からもお話がありました。七月の島根県・鳥取県合区による参議院選挙は非常に厳しい選挙戦で

はございましたが、皆様方の温かいご支援ご協力によりなんとか勝ち抜かせていただきましたことに、この場をお借りしまして心から御礼を申し上げます。今回は島根県の方々にも多大なご支援を賜りました。本当に厚く感謝と御礼を申し上げます。次は石破先生、赤澤先生の番です。いつ衆議院議員選挙が起るかわかりません。引き続きご支援ご協力の程よろしくお願い申し上げます。米子市においても伊木市長が続いてまいります。現在の政治経済情勢の中、税務行政に詳しい議員が求められていると思いますが、私も皆様の思いをしっかりと受け止めて総務省の自治税務局市町村税課勤務の経験も活かしながら、真摯に務めてまいりたいと思っております。選挙戦におきまして、選挙が始まる前の争点は米中貿易摩擦の関係やデフレ問題などもあり、ひよつとすると安倍総理は再度の消費税値上げの延期を考えていらつしやるのではないかと心のどこかで期待をしており、そうすれば軽減税率導入も少し先になるので混乱は回避できると思っております。しかしながら消費税は引き上げざるを得ないとして、その説明に非常に私も心を砕いたところでございます。

さて、平成三十年度の税収がバブル期を越えて六十兆円以上になったと言われています。平成二十四年民主党政権の最期の時が約四十二兆円でしたのでそれから約二十兆円の国税が増えました。そして地方においても八兆から九兆円税収が増えているといった中で、いまだに国の借金が毎年予算を組んでも十兆円以上積み上がる構造と、社会保障費がこれから毎年五千億、六千億円と増えていく状況を鑑みると、この消費税一〇%はお願いせざるをえませんでした。そうした中で中国地方の発展、山陰地方の発展のために必要な様々な社会保障基盤の整備や、教育、子育てをはじめとする社会保障費の維持に向けしっかりと歳出を投じ、GDPのアップや税収のアップへと繋げることでこの国難を乗り切ることが重要なんだ、と縷々細かい説明を交え選挙戦を乗り切らせていただきました。

これから十月以降の軽減税率の導入などによりどのような混乱が起きるかわからない状況ですが、そうした中で納税者に対し現場で丁寧にご説明いただき、ご理解をいただけるのは税理士の先生方のおかげでありますし、我々は頼るばかりでございます。税の世界ではさまざまな議論が起り、先生方には大所高所からご意見を賜りたくお願いいたします。私もしっかりとこれまでの役人としての経験と六年間の政治経験を活かし、全力を尽くしてこの国と地方の発展のため努力していきたいと思っております。引き続きのご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。結びになりますが、中国税理士政治連盟のますますのご発展と本日お越しの皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。



米子市長
伊木隆司

ます。本日は本当におめでとうでございます。

には地元の税理士の先生方に後援会を作っていただきました。私の場合は中村先生に後援会長になっていただき、本当に心強いご支持とご声援をいただきましたことあらためて心から感謝を申し上げます。さて、先般八月二十八日に今年の総会も開催していただきまして心強いご支持をいただいたところでございます。

今まさに皆様方がお話しされましたように、十月の消費税の増税を前にして様々な現場における税務事務の対応についてご苦労されたいらっしゃることと思います。今私は、皆様方から納めていただいた税金をありがたく使わせていただける立場になっていますが、この消費税増税につきまして、市町村では保育料の無償化に充てられることになっていきます。これが一番大きな部分でありまして、保育料の無償化により国として少子化対策にいかに関与していか様々な議論があることは承知してはいますが、私の立場としてはいかに現場の皆様方のご期待に応えなければなりません。このような使命を今ひしひしと感じているところでございます。単に無償化になって親御さんが喜んで終わりではなくて、本当に子育てがしやすい環境になったなあということをして多くの国民の皆様、あるいはちようど子育てをされている世代の皆様 realism をしていただき、子供の数が少しでも増えるそのような方向に持って行けるように、皆様からお預か

りした税をしつかりと使わせていただくことのように思っている次第でございます。

米子市のことを少しだけお話いたしますと、近年、法人市民税、個人の市民税ともに堅調に、少しずつではありますが増えている傾向でございます。これは各地域の景気が徐々に上向きになっている背景があるのかなと思います。また固定資産税におきましても、特に建物や償却資産税につきましては設備投資の関係が増えているところでございまして、これも増加傾向にございます。ただひとつ、たばこ税だけは本市ではかつては十億くらいをキープしていましたが近年は九億台に落ちてきています。これは皆様ご承知と思いますが近年の禁煙者数の増加によるものであり、その分健康保険の方が助かればいのですがなかなかそう簡単にはいかないと思います。やはり財政を預る立場といたしましては健康を害さない程度に吸っていただくのがよいのかなあと思ったりするところでございまして。いずれにいたしましても皆様方が国民の納税の義務を助けるために果たしていらっしゃる役割について心から感謝をして、これからの市政に当たっていききたいと思っております。結びになります。中国税理士政治連盟のますますのご発展と本日ご参会の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。今日は誠におめでとございます。



鳥取県 総務部長
井上 靖朗
(鳥取県知事 平井伸治 代理)

本日、中国税理士政治連盟第五十一回定期大会が盛大に開催されるに当たり、中国地方各地から鳥取県にお集まりいただく皆様を、心から歓迎申し上げますとともに、一言お祝いの言葉を申し上げます。

中国税理士政治連盟におかれては、「税理士の果たすべき社会的役割を踏まえ、納税者のための民主的な税理士制度並びに租税制度を確立するため必要な政治活動を行う」ことを目的とされているとうかがっております。望ましい税制の確立を目指して、多大な御貢献をいただいていることに対して、深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、来月十月より、地方税にとりましては大きな動きが二つございます。

一つは、消費税率の一〇％への引き上げが行われます。それに含まれる地方消費税の税率も〇・五％引き上げられ、二・二％となり、地方にとりましても非常に大きな財源と

が行われました。退任された杉山会長に改めて感謝申し上げますとともに、新たに選任された重近会長におかれては、引き続きご尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、七月二十一日に第二十五回参議院議員通常選挙が行われました。国政選挙への対応は、税政連にとって最も重要な活動です。日税政は全国統一の運動方針を確立のうえ、全国の税政連の皆様力を結集し全力でこれに取り組んだ結果、全国で五十六人の税政連推薦議員が当選いたしました。国会における税政連の評価は地域に密着した活動によるものであり、改めて感謝申し上げます。

このほかの日税政の諸課題についても、所信の一端をご報告させていただきます。

まず、税理士法改正について申し上げます。日税連は、制度部がとりまとめた「次期税理士法改正に関する答申」をホームページで公開し、十一月三十日を期限とした意見募集を行っています。この答申は、税理士制度が国民にとって必要不可欠な制度であるという基本認識のもと、近未来の税理士制度のあり方について論点整理したものであり、具体的には、電子申告における署名押印のあり方やICT社会における事務所のあり方、税理士試験の受験資格の見直しなどを法改正要望項目としています。

なお、近年、税理士試験受験者数が減少しております。平成三十年度の税理士試験合格

者数は六百七十二人。これは十年前となる平成二十年度の九百六十四人と比較すると、三割以上減少していることとなります。

一方、今年三月末のデータによれば、平成三十年度の新規登録者数は二千六百四十八人。このうち、税理士試験合格者は二八・六％の七百五十六人、試験免除者は五二・一％の千三百七十九人、公認会計士・弁護士は一九・三％の五百十三人となっております。

日税連制度部の答申においては、制度の根幹である資格のあり方についても真剣に議論が行われております。日税政は、日税連と連携して、次世代にとって魅力のある、そして、国民・納税者により一層信頼される税理士制度とするため、積極的に対応いたします。次に、税制改正への対応について申し上げます。

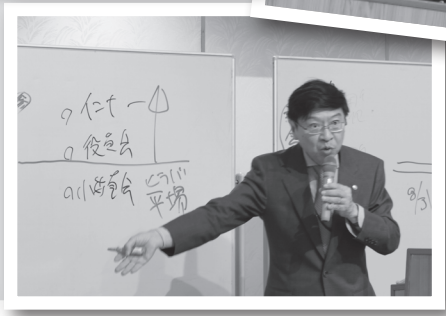
日税連は、六月二十七日の理事会において、令和二年度・税制改正に関する建議書を機関決定しました。その重点要望事項の第一は、「消費税の単一税率及び請求書等保存方式を維持すること」です。

十月一日には消費税の軽減税率が、令和五年にはいわゆるインボイスの導入が予定されておりますが、日税政は、全国の単位税政連と連携して、日税連の理事会で決議された税制建議を揺るぎない姿勢で強く訴え続けてまいります。中国税政連におかれましても、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、税政連の意義と役割がより重要になる中、都市部を中心とする政治離れが進んでおり、税政連組織の強化や後援会活動の活性化が喫緊の課題となっております。日税政は、昨年の定期大会において、日税連との連携をより一層明確にし、同時に税政連のさらなる財政健全化に資するための規約改正を行いましたが、今後も引き続き、全国の単位税政連のご理解とご協力を得て、さらなる組織強化と組織改革を推進いたします。

税理士政治連盟の目的は、税理士会の要望実現です。税政連活動の成果はすべての税理士会会員が等しく享受します。すべての税理士が税政連の活動にご理解いただき、誇りと使命感を持つて活動に参加していただければ、日税政は単位税政連の皆様と英知を結集して取り組んでまいります。今後も、会員の皆様には、税理士政治連盟の活動に対して、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本日ご参会の皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたします。祝辞といたします。

定期大会スナップ



令和元年度運動方針

自 令和元年7月1日
至 令和2年6月30日

一 運動方針

「令和元年」という時代の大きな節目に当たり、世界の政治と経済は大きな変革期を迎えている。わが国においても、今年7月施行の第25回参議院議員通常選挙の後、10月には消費税の税率引上げ・軽減税率（複数税率）の導入が法律により予定され、令和5年には適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）が導入されることとなる。税制は国政の最重要案件の一つであるとともに国民の日常生活にも大きな影響を与える事項であり、国民の声を国政に届ける税政連はその真価が問われる年となる。本連盟は中国会の基本方針に添い、会員だけでなく国民からも理解され得る、より一層透明・公正な組織を構築し、後援会活動を支援して地域に密着した政治活動を推進すべく、次の具体的課題に積極的に対応する。

- ・本年度に施行される各選挙への対策については、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を行う。
- ・税制改正への対応については、日税連・日税政の要望実現に向け情報収集の更なる強化に努め、納税者の立場からの幅広い議論がより一層推進されるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、日税政、中国会、地区税政連及び後援会と連携して各党の関係議員にはたらきかけるなど、検討と対策を積極的に推進する。
- ・税理士法改正については、日税連の方針のもと中国会において次なる税理士法改正に向けた検討が開始されており、連携して制度発展に向けた強力な運動を行う。
- ・税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論に対応し、国民の権利利益の救済ないし保護に資するよう検討と対策を積極的に推進する。
- ・中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう中国会と連携し、その方針に基づき各党の関係議員、関係機関にはたらきかけるとともに情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。
- ・租税教育、地方公共団体における包括外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度等、税理士の公益的業務への活用推進については、中国会及び地区税政連と連携し積極的に対応する。
- ・税理士制度に大きな影響を与える制度改革や他士業資格制度の見直し等の動向について、情報の収集に努め、迅速的確に対応する。
- ・政府の震災関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、速やかな震災からの復旧・復興に貢献するため中国会と連携して積極的に対応する。

このほか、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政、中国会及び地区税政連と連携、団結して、国会議員等の後援活動を推進するとともに、政治力と挙会体制を一層強化し、国民の理解を得ながら、本連盟規約第4条に掲げる目的達成のため、次の重点運動を強力に展開する。

二 重点運動

- 1 令和2年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 税理士法改正に向けて、強力な運動を行う。
- 3 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 4 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 5 租税教育、地方公共団体における包括外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度等、税理士の公益的業務への活用推進にかかる強力な運動を行う。
- 6 資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を行う。
- 7 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。
- 8 税政連活動により享受される法制度と税理士業務の改善を会員に一層周知するとともに、税政連加入者数（組織率）の微減傾向を抑制し、増加につなげるための具体的な施策に取り組む。

令和元年度組織活動方針

自 令和元年7月1日
至 令和2年6月30日

令和元年度運動方針に基づき、目標達成のための次の活動を強力に展開する。

一 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 中国会との連絡調整を図る。
- 4 地元選出国会議員等及び各党県連との懇談を通じて、税理士制度への理解を深め、社会の要請に応じ得る税理士制度の確立を目指す。
- 5 日税政及び地区税政連と連携し、陳情等の具体的な運動を実施する。
- 6 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努め、各種の業務侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士の社会的活用策、税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。
- 8 税理士が、地方公共団体の外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員並びに登録政治資金監査人等の公益的業務に選任されるよう諸施策を進める。

二 財務委員会

本連盟財政の充実強化を図る。

三 組織委員会

- 1 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 本連盟組織の改革に向けての諸施策を検討する。

四 広報委員会

- 1 税政連活動を広く内外へ周知するため、機関誌「中国税政連」を発行し、情報の提供を行う。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 広報活動の充実を図るため、地域報道機関との連携を深める。

五 後援会対策委員会

- 1 後援会活動の活性化を図るための諸施策を進め、後援会連絡会議を開催する。
- 2 国会議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成を行い、その拡充強化を図る。
- 3 税理士の公益的業務参入のため、地区税政連と連携して、県知事、政令指定都市及び中核市の市長の後援会設立を積極的に推進する。
- 4 後援会活動を通じて、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

後援会連絡会議

令和元年九月七日（土）、中国税理士政治連盟の第五十一回定時総会の前に、後援会連絡会議がホテルニューオータニ鳥取にて開催された。

荒神後援会対策委員長の司会のもと、講師に大石敬日税政国対委員長を迎え、「令和二年度税制改正要望と陳情のポイント」と題して講演された。

まずは、資料をもとに与党の税制改正のプロセスを具体的に説明され、効果的な陳情方法として、
①いつ、だれに、何を陳情するか
②税制改正のプロセスを正確に押さえることをポイントとして挙げられた。

特に、国会議員に対し税制改正プロセスの中に「重点要望」として取り挙げてもらうことが重要であり、そのために後援会を通じて政治連盟が働きかけることの必要性を説かれた。

大石国対委員長は元国会議員の



秘書という経歴から、実務に即した具体的な陳情のポイントの説明がなされた。いずれも国会議員の横のつながりや、委員会の役割とシステム等、法律が制定されるまでの段階を熟知して行動しないと成果が出ないことを考えさせられた有意義な講演であった。



各地区税政連会長等による 今後の抱負



広島県
伊藤 博文

政治連盟にご加入を

この度、はからずも広島県税理士政治連盟会長という重責を担うこととなりました広島東支部の伊藤博文と申します。

今までの経験を踏まえ会員の先方のお力添えをいただき、責務を全うしたいと考えておりますので、よろしくご指導ご鞭撻のほどをお願いいたします。

本来は、税理士会で対応していただければ税理士政治連盟は必要ないわけですが、残念ながら税理士会は特別法人のために政治活動が制限されており、税理士会の意向を受け、税理士の社会的地位・経済的地位の向上と、納税者の視線に立った租税制度・税務行政の

確立を目指し、その実現のために後援会活動等を通して税制改正要望等を立法府に届けるべく政治活動を行っているところです。その活動は目に見えて成果が表れるものではないかもしれませんが、全国約七万八千名の税理士が一丸となつて取り組むことにより、その影響力はより大きいものになると考えます。

そして、その成果については、我々税理士は等しく享受するところとなりますので、是非とも未加入の先方の政治連盟への加入をお願いいたします。



山口県
藤中 秀幸

後援会活動の活性化を

十月一日から消費税が増税さ

れ、私たちが強く反対してきた軽減税率制度が実施される運びになりました。「政治は最高の道徳なり」という名言があります。国民各層の利害が複雑に交錯するなか、政治は国民の利害を調整し、自らの政治理念や政策を実現するという大義を逸脱し「妥協の産物」と化していることを改めて思い知らされました。

税政連は言うまでもなく日税連の意向に沿い、公平かつ合理的な税制の確立、申告納税制度の維持発展を目指し活動する組織です。そのため税政連の理念や税制への提言を理解し協力していただける国会議員等については党派を超えて後援会を結成し支援してまいります。

しかし、昨今の国民の政治への関心は低く、関与を避ける傾向は顕著で税理士会にも派生してまいります。このような状況下、税政連の近々の課題は、後援会組織の拡大、活性化です。中税政の重近会



岡山県
富山 敬介

新会長をお支えして

岡山東支部の富山です。令和元年九月七日(土)第五十一回定期大会において、二期目の副会長に就任いたしました。

同大会において、岡山県の重近實新会長が就任されました。九月二十日（金）には、正副会長会・正副幹事長会・幹事会（合同）会議が開催され、重近實会長の所信表明をお聞きしました。その内容は、「本連盟規約第四条（事業）第一号に規定する『税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための政治活動』の実現を最優先とすること。その第一歩として、国会議員の秘書と県単位での意見交換会を開催して良好な関係を構築し、最終的には全国統一研修会等の多くの会員が集まる研修会の後刻に、議員の講演会の開催実現に繋げたい。」という

ものです。中国税理士会は、強制加入組織です。中国税理士協同組合及び中国税理士政治連盟は任意加入組織です。任意加入の二組織を比較すると、前者は、活発な活動が行われ多くの税理士会員の皆様に周知されていますが、後者は、活発な活動が行われていますが周知されていません。全国統一研修会等の多くの税理士会員が集まる研修会の後

に引き続き、議員の講演会の開催が実現すれば、より多くの周知ができることとなります。

岡山の副会長として、新会長を誠心誠意お支えしたいと考えています。会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。



鳥取県
中尾修治郎

鳥取からもの申す！

この度、鳥取県税理士政治連盟会長を拝命いたしました中尾修治郎です。税理士登録して三十五年目の節目に会長という大役を受け、誠に気の引き締まる思いであります。

今年の六月までは中国税理士会理事・鳥取支部支部長として二年四年を無事務めさせていただきましたが、「よゝし、今度は鳥取県の政治連盟の会長を目指そう」と思い手を挙げたところ、その意に反し困難な壁が幾つも襲って来ま

した。しかし、私の意思は強く税理士会の重鎮の方々に私の熱意をお伝えしたところ、やっとその思いが届きました。この間の九月七日鳥取の地で開催された中国税理士政治連盟の定期大会で任命された時は感無量でありました。

この気持ちを忘れずに、今後の鳥取県税理士政治連盟の活動を思い切り頑張りますので、温かく見守ってください。

中国税理士政治連盟と鳥取県選出の国会議員（現在では石破茂議員、赤澤亮正議員、舞立昇治議員）との太いパイプを築き上げて、税理士会が要望する諸事案を実現すべく運動をする事を念頭に置いて活動いたします。我々税理士会は税の専門家として、その意見が国会に大きな影響力を持つ強い団体でなければなりません。

今回、中国税理士政治連盟の重近新会長のもと他の副会長とともに税理士政治連盟の存在を世に強く広め、税に関する意見集団として確固たる地位を確立することを目指したく思います。そのためには会員の皆様の絶大なるご協力とご理解が必要です。心からお願い

を申し上げ私の抱負とさせていただきます。



島根県
細木貞彦

後援会活動にご参加を

この度、島根県税理士政治連盟会長に選任されました出雲支部の細木貞彦と申します。これまでの島根県税理士政治連盟の歴史と諸先輩の功績に恥じないよう努めてまいります。

さて、税理士法第一条、税理士の使命は「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とあります。島根県税理士政治連盟は政治活動をする団体ではありませんが、中国税理士会が定めた方針に添い、税理士制度の発展、納税者の



幹事長
井上博夫

規約改正及び運動方針等の承認

令和元年九月七日（土）、鳥取市において第五十一回定期大会が開催され、本連盟規約の一部改

納得できる税制の実現を目指し、政治活動をしていくことが使命であると思っております。そのためには税政連の強い組織力すなわち、支援している国会議員後援会に多くの会員が参加し一丸となって国会議員を支援するという組織力の強化が必要となります。現在、県内には三つの国会議員後援会があります。税制改正実現のためにも積極的にこの後援会活動に参加してほしいと思います。

これからも中国税理士会及び中国税理士政治連盟と連携し、税政連に与えられた役割達成のために活動してまいりますのでご理解とご支援をお願いします。

正、そして令和元年度運動方針及び活動方針並びに収支予算案が承認されました。

今回の規約改正は、①組織及び活動目的の明確化 ②役員定数の見直し ③総務会と正副会長の統合等を目的とするものです。

組織及び活動目的の明確化としては、中国税理士政治連盟（以下「中税政」という）の会員の定義を明記しました。内容は以下のとおりです。

- ・中国税理士会に所属する税理士会員であること
- ・中税政の目的及び事業に賛同し、入会届を提出したものであること

また、目的には『中国税理士会（以下「中国会」という）の方針に従い…』と規定して、税理士会との連携を明示しました。そして役員定数の見直しについては、『総務会十五名以内』を『総務会三人以内』へ変更し、併せて総務会と正副会長会を統合しました。

これらの改正への背景は、他の単位税政連において入会や会員、会費に関するトラブルが急増していること、そして全国的に下降気

味にある組織率、さらに流動化する社会・政治情勢に迅速に対応する必要が生じてきたためです。

役員定数の見直しにおいては中国会との連携を重視し、総務に中国会の会長、制度部担当の副会長、そして調査研究部担当の副会長に就任いただいて、税制改正や税理士制度改正の情報を入手することとしています。

運動方針及び活動方針については、規約第五条に『税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための政治活動』の事業を行うと規定しています。この事業を進めていくために、会員の皆様から年間九千円の会費をお預かりし、本連盟の活動推進のほか各地域で活動する地区税政連と後援会を支援するため、交付金の増額などにより地域に密着した政治活動を推進していきます。

政治連盟の活動成果の恩恵は全ての税理士会員が等しく享受するものです。税理士会員皆様の全員の参加を強く要望いたします。

税理士による後援会だより

税理士による後援会だより

税理士による寺田稔
後援会総会

寺田 稔後援会

令和元年九月六日（金） 呉森
沢ホテルに於いて、寺田稔衆議院議員を迎え、後援会総会、研修会を開催した。

後援会総会では、収支報告、役員改選の後、山田会長が令和二年度税制改正建議書の概要を議員に説明し、景田広島県税政連副会長と共に建議書を手渡した。

続いて、研修会では「貿易問題と日本に及ぼす影響について」と題し、日米・米中・日韓貿易問題について講演いただいた。財務省勤務時代の経験も踏まえた幅広い見識には、いつもながら感心させられ、会員に有益な研修となった。



寺田議員には、税理士による確定申告相談会場の視察、税制改正要望等、税理士業界のために尽力いただいております。次の総選挙での六回目当選にむけ、会員が応援す

— 後援会活動に関する記事を掲載しています —

広報委員会

広報委員会では、機関誌「中国税政連」を企画・編集しており、本連盟の活動状況や国会議員のコメントを掲載して、5月、11月、1月の年3回、会員の皆様にお届けしています。

また、1月発行の新年号では「後援会だより」のコーナーを設けて、税政連活動の基盤である後援会の活動状況を掲載しているところです。

後援会の設立や定期総会の開催、議員事務所への訪問や確定申告会場の後援議員の視察実現など、様々な後援会活動がありますが、原稿とお写真をいただければその都度各号に掲載いたします。

後援会活動のPRは税政連活動の活性化にもつながります。

皆様からの原稿をお待ちしています。

る所存です。
懇親会では、各地の銘酒を楽しみながら、会員全員と最後まで親しく懇談いただいた。
後援会長 山田 毅美

税理士による国会議員等後援会一覧

令和元年9月9日現在
(順不同・敬称略)

■国会議員 (※「選挙区等」は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住 所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 正敏	神田 敏治
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士による佐藤公治後援会	無所属	広島6区	722-0014	尾道市新浜2丁目2-21	0848-23-3466	岡村三千男	瀬尾 暁史
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	定金 孝幸	占部 圭祐
税理士による高村正大後援会	自民	山口1区	745-0807	周南市城ヶ丘2丁目1-31	0834-28-3311	松田 明	合田 賢治
税理士による岸 信夫後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	北村 和幸	柳井 卓正
税理士による河村建夫後援会	自民	山口3区	755-0026	宇部市松山町2丁目7-15	0836-31-7950	原田 鉄也	権藤 和幸
税理士による安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0855	下関市稗田西町16-1	083-252-1960	石光 孝英	杉本 康平
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	重近 實	田中 一宏
税理士による山下たかし後援会	自民	岡山2区	700-0907	岡山市北区下石井2丁目8-6	086-222-7830	横山 雅一	中川 健一
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園2丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井敏廣	田中 真
税理士による竹下 亘後援会	自民	島根2区	693-0002	出雲市今市町北本町5丁目4-28	0853-21-4030	重本 泰徳	糸賀 巧
税理士による齊藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	若松 繁夫
税理士による林 芳正後援会	自民	参議院・山口	750-0081	下関市彦島角倉町3丁目16-12	083-266-4009	中尾 友昭	藤上 博之
税理士による江島 潔後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	坂井 孝義
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取島根	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・鳥取島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡1丁目4-28	082-284-5714	田村 好孝	椎野 年雅
税理士による片山虎之助後援会	維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富 檀雄	姫井 繁彦

■地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F	082-249-2567	原田 啓吾	海老澤孝公
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による伊木たかし後援会	無所属	米子市長	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	中村 剛士	播間 光広

■非現職 (※「選挙区等」は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

税理士による溝手顕正後援会	自民	参議院・広島	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-11	082-242-0090	中川 郁夫	岡田 英明
---------------	----	--------	----------	-----------------	--------------	-------	-------

後援会へのご入会について

令和元年10月
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、本連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおり、現在30の後援会が結成されています。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

■ 入会を検討中の後援会（「記入欄」に○印をお付けください。）

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		細田博之後援会	島根1区	
平口 洋後援会	広島2区		竹下 亘後援会	島根2区	
寺田 稔後援会	広島5区		斉藤鉄夫後援会	比例区	
佐藤公治後援会	広島6区		宮沢洋一後援会	参議院 広島	
小林史明後援会	広島7区		林 芳正後援会	参議院 山口	
高村正大後援会	山口1区		江島 潔後援会	参議院 山口	
岸 信夫後援会	山口2区		まいたち昇治後援会	参議院 鳥取・島根	
河村建夫後援会	山口3区		青木一彦後援会	参議院 鳥取・島根	
安倍晋三後援会	山口4区		片山さつき後援会	参議院比例	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		片山虎之助後援会	参議院比例	
山下たかし後援会	岡山2区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
橋本 岳後援会	岡山4区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
加藤勝信後援会	岡山5区		松井一實後援会	広島市長	
石破 茂後援会	鳥取1区		伊木たかし後援会	米子市長	
赤沢りょうせい後援会	鳥取2区		溝手顕正後援会	非現職	

■ 入会関係書類送付先

■ 氏 名

第五十三回定期大会開催

令和元年九月二十六日(木)日
本税理士政治連盟の第五十三回定期大会が、東京都品川区・品川プリンスホテルにて開催された。

定期大会では、平成三十年度運動経過・組織活動報告をはじめ令和元年度事業計画・予算案等の七議案が審議され、全て原案どおり承認された。



(第7号議案・大会決議を朗読する井上幹事長)

本連盟同様に役員任期満了満了を迎える日税政では、六号議案で役員改選を上げし、今回二期四年の任期を務めた小島忠男会長に代わり、新たに太田直樹氏(東海税政連)が会長に、そのほか副会長十五名と総務三名、会計監事三名の各職が、昨年度の大会で承認された改正規約を受け承認された。

また、引き続き開催された懇親会では、三百三十四名の国会議員(代理含む)の出席をいただき、本連盟では十四名の後援議員が公務多忙の中駆けつけられ盛会裏に終了した。

役員名簿

令和元年9月26日

会長 太田直樹(東海)

副会長(15人)

名倉明彦(東京)	瀧浪貫治(東京地方)	江波戸秀記(千葉県)
井部俊一(関東信越)	久保直己(近畿)	名越隆雄(北海道)
青木正(東北)	平昌彦(名古屋)	田中克明(東海)
玉井政利(北陸)	重近實(中国)	清藤智彦(四国)
上村常憲(九州北部)	宮本律夫(南九州)	國仲勝則(沖縄)

総務(3人)

西村新(東京)	杉田宗久(近畿)	杉田慶一(千葉県)
---------	----------	-----------

会計監事(3人)

杉本幸弘(近畿)	後藤純志(名古屋)	鈴木剛(東海)
----------	-----------	---------

日本税理士会連合会

令和2年度

税制改正に関する 建議書の概要

◎ 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

◎ 税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

建議書の構成

- ◆ 特に強く主張したい3項目の「本建議書における重要建議項目」
 - ◆ 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
 - ◆ 全国15税理士会及び当会の570項目の税制改正意見から32項目に集約した「税制改正建議項目」
- ※本紙では、3つの重要建議項目のほか、32の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える14項目を掲載(裏面)

今後の税制改正についての 基本的な考え方(抜粋)

所得税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎的な人的控除における所得控除方式の維持、その他の人的控除の整理合理化と税額控除化の検討 ■ 所得計算上の控除から基礎的な人的控除(特に基礎控除)へのシフト ■ 多額な有価証券譲渡益等への税率引上げの検討 ■ 公的年金等所得について新たな独立した所得区分の創設 	相続税・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中間層以下への更なる相続税の課税強化反対 ■ 世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討 ■ 小規模宅地等の特例の適正化
中小法人税制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小規模企業等税制の検討の際、いわゆる法人成り企業に対し特別な取扱いがなされないようにすること ■ 資本金基準と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し 	地方税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税源の偏在性が少ない地方税制の構築 ■ 償却資産課税の廃止又は抜本的制度改革 ■ 中小法人への外形標準課税の不適用
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築 ■ 内部留保への課税ではなく政策税制の充実による設備投資等促進 ■ 租税特別措置の整理 	納税環境整備・その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ マイナポータルを活用した税務申告の推進 ■ 納税者憲章の制定、税務調査の事前通知事項の一部書面化・電子化 ■ 申告書等閲覧サービスにおけるコピーの交付等の手続緩和 ■ 成年後見制度に係る税制等の見直し(障害者控除の適用範囲拡大) ■ カーボンプライシングの導入に向けた検討
消費税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 単一税率制度と請求書等保存方式の維持 ■ 基準期間制度の廃止と課税売上高が一定額以下である事業者への申告不要制度の創設 ■ 非課税取引の範囲の縮小 	国際税制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般的租税回避否認規定(GAAR)の導入反対 ■ 義務的開示制度導入の慎重な検討と事務負担への配慮
		災害対応税制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害損失が十分救済される税制の創設 ■ 地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成



令和
2年度

税制改正に関する 重要建議・要望項目

最重要建議・要望項目

消費税における単一税率及び 請求書等保存方式を維持すること。

① 単一税率の維持(軽減税率制度の廃止)

消費税の軽減税率制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率制度にすべきである。低所得者への逆進性対策としては、一定額の簡素な給付措置などを検討すべきである。

② 請求書等保存方式の維持(適格請求書等保存方式の見直し)

令和5年10月に導入予定の区分経理のための適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように配慮又は見直しをする必要がある。

事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む。)及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。

基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。

① 基礎的な人的控除のあり方の見直し

基礎的な人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。

また、最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとする最低生活費非課税

の観点から、基礎的な人的控除についてはその額を引き上げ、所得控除方式を維持すべきである。

② 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を引き上げるべきである。その際、特に、平成30年度税制改正において所得計算上の控除から基礎控除へのシフトが行われたこと及び基礎的な人的控除の中には適用関係が人的事情や所得の多寡に左右されるものがあること等を踏まえ、すべての者に適用されるべき基礎控除に負担調整の比重を移すことが望ましい。

**「災害損失控除」を創設するとともに、
相続時精算課税制度における受贈財産が災害等により
損失を受けた場合の救済措置を設けること。**

① 「災害損失控除」の創設

所得税の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合の担税力の減殺を勘案して設けられているが、激甚災害等の場合、①通常、損失は盗難・横領のときより多額になること、②被災地域の経済基盤が回復するまで相当の期間を要すること、③納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、災害による損失を雑損控除から独立させて災害損失控除を創設すべきである。

その際、災害損失は生活基盤に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではないことから、総所得金額等から他の所得控除より先に控除する現行の取扱いを見直し、まず災害の有無にかかわらず適用される所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとす

べきである。

控除しきれない場合の繰越控除期間は、法人税における災害損失欠損金の繰越控除期間も踏まえ、災害損失控除が切り捨てられ復旧に支障をきたさないよう10年以上とし、更に前年分への遡及適用により税額還付を認めるべきである。

また、移転費用等の災害関連支出も災害損失控除の対象とすべきである。

② 相続時精算課税における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置

相続時精算課税制度により受贈した財産について、現行では贈与時の評価により相続税が課税され、災害等による滅失や財産価値の著しい低下があったときでも、担税力に応じた適正価額により課税されない。被災資産のうち相続時精算課税の適用を受けたものについて、相続税の計算上、贈与時の価額か相続時の価額のいずれかを選択できるようにすべきである。

個別要望項目

所得税	① 医療費控除と寡婦(寡夫)控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(建議・要望項目1)
	② 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目2)
	③ 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。(建議・要望項目3)
中小法人税制	④ 繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。(建議・要望項目4)
法人税	⑤ 確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目9)
	⑥ 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。(建議・要望項目10)
消費税	⑦ 基準期間制度を廃止し、新たに小規模事業者に対する申告不要制度等を創設すること。(建議・要望項目13)
	⑧ 非課税取引の範囲から、社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を除外し、課税取引として課税標準の計算や仕入税額控除の計算を行うこと。(建議・要望項目14)
	⑨ 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目15)
相続税・贈与税	⑩ 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目17)
	⑪ 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。(建議・要望項目19)
地方税	⑫ 償却資産に係る固定資産税制度について、廃止を検討するなど、そのあり方を抜本的に見直すこと。(建議・要望項目21)
	⑬ 上場株式等の配当所得等に関し、個人住民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合の申告手続を簡素化すること。(建議・要望項目22)
納税環境整備 ・その他	⑭ 税務手続においては電子申告等の活用を基本とし、そのための課題を具体的に分析・検討し、制度及びシステムの両面での積極的な環境整備を行うこと。(建議・要望項目26) (1) マイナポータルとe-Taxの連携 (2) 支払調書制度の見直し (3) 電子帳簿等保存制度の普及 (4) 各税法における電子申告の位置付けの見直し (5) システム面の対応 (6) 納税のキャッシュレス化への対応

サポートメンバー・ゴールドサポートメンバーの登録には申請が必要です

中国税理士協同組合（以下、「当組合」という）では、当組合事業の利用度が高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を実施しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研修会受講費用の割引をはじめ、各種サービスの還元をしております。また、さらなる還元を実施するため、サポートメンバーの登録要件に複数該当し、より組合事業利用度の高い組合員を「ゴールドサポートメンバー」とし、より有益なサービスを還元いたします。

令和元年度の特典は次のとおりです。

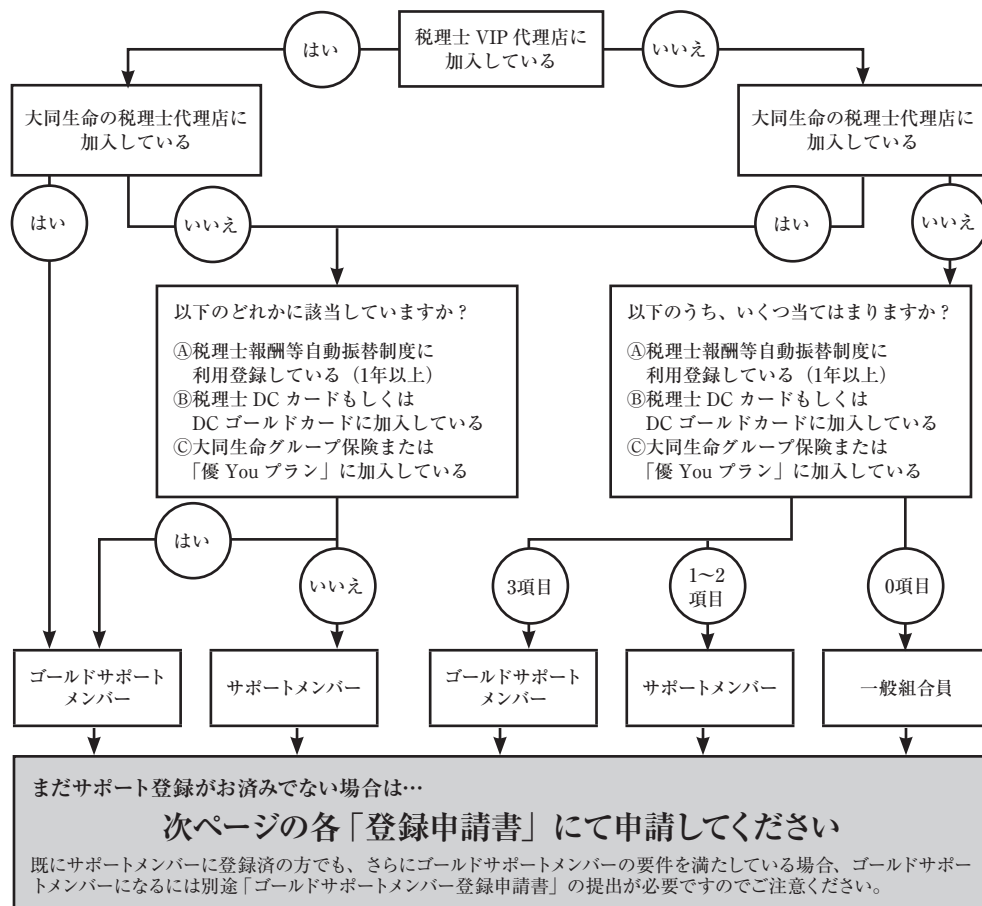
ゴールドサポートメンバー特典

- ・清文社「確定申告の手引き」の無償配付（翌年1月頃配付）
- ・9月・11月に開催する「中税協セミナー」の受講料無料
- ・書籍通年20% OFF（冊子等一部対象外あり）

サポートメンバー特典

- ・9月・11月に開催する「中税協セミナー」の受講料割引
- ・7月・8月・12月は書籍20% OFF（冊子等一部対象外あり）

ご自身が「サポートメンバー」「ゴールドサポートメンバー」のいずれに該当するか、その登録要件については、こちらの表を使ってご確認ください。



ご不明な点につきましては、事務局（TEL 082-246-0088）までお問い合わせください。



中国税理士協同組合

082-245-8377

ゴールドサポートメンバー登録申請書

私は下記A～Cのうちの に該当しますので、中国税理士協同組合
「ゴールドサポートメンバー」に登録申請します。

ゴールドサポートメンバー登録要件

 A (①+②)

 B (①または②) + (③または④または⑤)

※ただし、③は年間1件以上の利用があること

 C (③+④+⑤) ※ただし、③は年間1件以上の利用があること

下記の要件①～⑤のうち、ゴールドサポートメンバーに該当する要件(2項目以上)に を付けてください。

組合加入種別 【 組合員・ 賛助会員 (※所属税理士・法人社員等) 】

 ① 税理士VIP代理店に加入している

(生保名：)

登録年：)

(登録者名(※賛助会員の場合記入)：)

 ② 大同生命の税理士代理店に加入している

(登録年：)

) ※紹介代理店も該当します。

(登録者名(※賛助会員の場合記入)：)

 ③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している

(登録者名(※賛助会員の場合記入)：)

 ④ 税理士DCカード・DCゴールドカードに加入している

※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

 ⑤ 大同生命グループ保険または

日本税協連福祉会生命共済制度「優 You プラン」に加入している

※該当のものに を付けてください

 大同生命グループ保険

 優 You プラン

) に加入している

令和 年 月 日

地域(支部)名

登録番号

署名

印

ご注意

登録要件①②③⑤については、当組合で提携会社に加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送でお送り願います。

登録は賛助会員(所属税理士や法人社員等)でも可能です。ただし①～③の要件で申請する場合には、事務所での登録者(組合員)名を明記の上、登録申請を行ってください。



中国税理士協同組合

082-245-8377

サポートメンバー登録申請書

私は下記①～⑤のいずれかに該当しますので、中国税理士協同組合「サポートメンバー」に登録申請します。

※該当する項目に を付してください。

※該当の項目について提携各社に利用の有無を当組合から確認させていただきます。

組合加入種別 【 組合員 賛助会員 (※所属税理士・法人社員等) 】

① 税理士 VIP 代理店に加入している
 (生保名：) 登録年：)
 (登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

② 大同生命の税理士代理店に加入している
 (登録年：) ※紹介代理店も該当します。
 (登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している
 (登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

④ 税理士 DC カード・DC ゴールドカードに加入している
 ※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

⑤ 大同生命グループ保険または
 日本税協連福祉会生命共済制度「優 You プラン」に加入している
 ※該当のものに を付けてください
 (大同生命グループ保険)
 (優 You プラン) に加入している

令和 年 月 日

地域(支部)名 _____

登録番号 _____ 署 名 _____ 印 _____

ご 注 意

登録要件①②③⑤については、当組合で提携会社へ加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともに FAX または郵送でお送り願います。登録は賛助会員(所属税理士や法人社員等)でも可能です。ただし①～③の要件で申請する場合には、事務所での登録者(組合員)名を明記の上、登録申請を行ってください。

～ 中国税理士協同組合は、人間ドックの定期受診を推奨します ～

人間ドックを受けましょう！

健康だから仕事ができる
皆様の健康管理のお手伝い
人間ドックを受診された方に
助成金を交付します



健康管理助成金制度の概要

1. 人間ドック、健康診断、脳ドック、PET 検診、地域の特定健康診査及び特定検診を対象とします。
2. 健康管理助成金交付の対象者は、本組合の組合員及び賛助会員に限ります。
3. 1事業年度につき1回、受診費用（実費）と10,000円のいずれか少ない金額を上限として交付します。
4. 受診後3カ月以内に、「健康管理助成金申請書」と領収書の写し（受診者名、受診費用、受診日、受診医療機関名及び検査項目がわかる書面）を中国税理士協同組合宛に提出してください。

※詳細は、7月定期便に同封のご案内、または中国税理士協同組合HPをご覧ください。

「健康管理助成金申請書」は、中国税理士協同組合HPからダウンロードできます。

組合員専用ページ（1-ザ-名「kyoudou」ハスト「kumiai2」）

→ 福利厚生（共済）案内 → 健康管理助成金制度

中国税理士協同組合は、 メールマガジンを配信しています！

当組合は、組合員の皆様にお得な情報をタイムリーにお届けすべく、メールマガジンを配信しております。

新刊書籍・DVD、提携施設のご案内等…業務のお役に立つ情報をご登録メールアドレスにお届けいたします。

ぜひ、この機会にメールアドレスをご登録ください。

登録方法

1 当組合ホームページ (<http://www.chuzeikyo.or.jp>) にアクセス

2 組合員専用ページにログイン



ログイン

ユーザー名
「kyoudou」
パスワード
「kumiai2」
を入力

3 右下「メールマガジン配信登録」バナーをクリック



クリック

※中国会会員専用ページと同一のID・パスワードでも閲覧可能です。

4 必要事項（税理士登録番号・組合員名・メールアドレス）を入力し、「確認画面」ボタンをクリック

5 確定後、送信ボタンをクリック！

最近サブスクリプション流行りである。舌を噛みそうになる名称である。

これは一体何ぞや？

解説には、「ビジネスモデルの1つ。利用者はモノを買い取るのではなく、モノの利用権を借りて期間に応じて料金を支払う形態をいう。ソフトウェアやアプリの利用形態が多い」とのこと。Appleのアイチューンやアマゾンプライムなどが代表例である。

最近の美容院広告などで「ひと月定額で何回来店してもよいです(サブスクリプション方式)」…とかいうのを見ると、それってサブスクリプション？という疑問も沸いてきます。世の中、サブスクリプション流行りである。

あらためて考えてみると、利用権、委任権の違いはあれ、税理士業界も七十年近く続くサブスクリプション業界ではないか！と。

- ・毎月三万円定額で何回事務所に来てもらってもよいです。また要望があればすぐとんで行きます。
- ・消費税が改正されても当然、同じ料金でやらせていただきます。
- ・顧問契約期間なる概念がござ

いません。契約したら最後、お互いのどちらかが消滅するまでお付き合いします。どの業界でも値付けというのは本当に難しいものである。

岡本 倫明

中税政定期大会が鳥取市で開催された。杉山文成会長から重近實会長へとバトンが引き継がれた。その大会の前刻に開催された時局講演会で、政治ジャーナリストの田崎史郎氏の「政権の課題と『ポスト安部』の行方」を拝聴した。

氏のお人柄通りの語り口と鋭い分析はもとより、報道信条を垣間見せていただいた。「政治は川の流れである。川が変化しているように政治も常に変化している。」の言は的を得ており、小泉進次郎氏の入閣についてはまさにその通りとなった。注目度の高い小泉氏ゆえに、政権の今後の動向が多くの国民に注視されることに繋がったと感じている。

組織は人によって創られることは言を俟たない。併せて、組織力も改まるものと感じると同時に、組織に参加する者の期待も高まるものと思料する。継続も必要ではあるが、新たなチャレンジをし易い状況でもあったと理解している。

平成二十三年の久保雅典会長

の代に広報委員を拝命して四期を務めさせていただいた。拙文にお付き合いいただいたことに深甚から感謝を申し上げます。

宮本 利光

今年も残すところ一月余りとなった。この時期になると「今年の漢字」の募集が始まる。本稿が投稿されるころにはきつと募集が開始されているだろう。二十五回目となる「今年の漢字」だ。昨年の「今年の漢字」を皆様は覚えておられるだろうか。昨年は西日本豪雨等の自然災害の脅威を経験したことから「災」が選ばれた。今年はこの漢字が選ばれるだろうか。

消費税率が引上げられ、経過措置、さらには軽減税率まで導入され、「税」について考えさせられた国民も多いだろう。私の一年を振り返ると、「新」という漢字がふと思いつかん。事務所の職員、お客様、それから私生活でも様々な「新」しい出会いがあったからだ。「今年の漢字」は一年を振り返る良い機会である。皆様もこの一年を振り返り、あなたにとっての「今年の漢字」を思い浮かべてみてはいかがだろうか。

新井 要

広島県公立高校の入試制度が変更され、今まで実施されてい

た選抜I(推薦入試)が廃止されるという。これについては歓迎する声が多い。選抜Iは、内申点・面接・小論文で合否が判定されるのだが、このうち面接と小論文の比重と点数配分が非公表であり合否の基準がわかりにくく、さらに、クラブ活動を重要視する高校もあるらしいのだが、これもどのように点数化して合否判定するのか不明瞭であるからだ。ほかにも変更点はあるのだが、ここでは省略する。

そこで県教委は九月十三日付けで「改善(素案)」に対するパブリックコメントを十月十七日までに発表するとしている。

さて、この「パブリックコメント」、意味わかりますか？この読者の方はおわかりでしょうが、調査によるとまだ半数以上の人がわかっていないようだ。以前のように「意見を募集します」で良いではないか。他にもこのような言葉の例はあるが、なぜ今まで使用していた漢字に換えて英語にする必要があるのか、はなはだ疑問である。「インバウンドにジャパンコンソーシアムについてパブリックコメントする。」意味わかりますか？

長崎 恵美